

# 公道上の足場・仮囲い等の設置には、占用許可が必要です！

## 【占用許可申請の問い合わせ・提出先】

### ●市川市内の国道・県道の占用

……千葉県葛南土木事務所

船橋市浜町2-5-1 TEL047-433-2421

(※ 申請手続きについては上記連絡先へ直接お尋ねください。)

### ●市川市道(法定外公共物道路含む)の占用

……市川市役所道路交通部道路管理課(審査占用担当)

市川市市川南2-9-12 TEL047-712-6345

(※ 申請に必要な書類、部数及び主な許可基準等は下記を参考にしてください。)

【申請部数】 正本、副本 計2部(副本はコピーでも可)

【必要書類】 ・占用申請書(窓口にて配布、又は市ホームページにてダウンロード可)

・案内図(設置箇所をマーキング)

・平面図(道路境界線、出幅、延長距離、方角を明記。なお、足場等設置後の道路有効幅員も明記)

・立面図(設置した足場等を正面から見たもの。延長距離を明記。  
なお、設置箇所が複数ある場合は全て記載)

・断面/側面図(設置した足場等を横から見たもの。道路境界線、出幅、有効幅員を明記。なお、設置箇所が複数ある場合は同上)

・設置箇所の現況道路写真(設置箇所が複数ある場合は同上)

【注意いただく点】①足場等の設置は車、歩行者、身障者用車椅子への影響が大きいため、境界線から著しくはみ出すことはできません。

車道上 ⇒ 有効幅員にも依りますが一般的には0.7m程度まで

歩道上 ⇒ 有効幅員1m以上確保すること

②朝顔の最下部と路面の空き ⇒ 車道上の場合、4.5m、歩道上の場合、2.5m以上確保すること

③道路占用手続とは別に、警察への道路交通法77条に基づく道路使用許可手続が必要です。

【占用料】 1㎡/月 950円(上空足場、朝顔は3割減(0.7掛計算)となります)

※なお、占用期間が一月未満の場合、一月分の占用料に8%上乘せとなります)

(一月の数え方……(例) 4月1日~4月30日、8月20日~9月19日)